

平成23年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 177 回国会(常会)提出

平成23年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	3
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	3
(二) 歳入の概要	4
1 地 方 税	4
2 地 方 譲 与 税	21
3 地 方 特 例 交 付 金	21
4 地 方 交 付 税	22
5 国 庫 支 出 金	23
6 地 方 債	24
7 使用料及び手数料	27
8 雑 収 入	27
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	28
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	28
(二) 歳出の概要	31
1 給 与 関 係 経 費	31
2 一 般 行 政 経 費	33
3 地 方 再 生 対 策 費	36
4 地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	36
5 公 債 費	36
6 維 持 補 修 費	37
7 投 資 的 経 費	37
8 公 営 企 業 繰 出 金	42
9 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	42
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	43

策 定 方 針

平成 23 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 23 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していくこととしている。平成 23 年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直し等を行うほか、法人実効税率の引下げにあたっては、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮するとともに、航空機燃料税の税率引下げに伴い地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げることとし、所要の措置を講じることとしている。

2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。

(1) 平成 23 年度から平成 25 年度までの間は、平成 22 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(2) これに基づき、平成 23 年度の財源不足見込額 14 兆 2,452 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 5 兆 8,866 億円（うち地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算額 1 兆 500 億円、地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠の加算額 2,150 億円、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 867 億円、同条第 3 項の加算額 6,695 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)に定める平成 23 年度における「乖離是正分加算額」500 億円及び臨時財政対策特例加算額 3 兆 8,154 億円）増額する。

また、平成 23 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,593 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 5,000 億円を活用する。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 6 兆 1,593 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 9,400 億円増発する。

(3) 地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金 33 兆 6,173 億円について平成 23 年度から平成 62 年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的かつ着実な償還を行う（平成 23 年度償還額 1,000 億円）。

(4) 上記の結果、平成 23 年度の地方交付税については、17 兆 3,734 億円（前年度に比し 4,799 億円、2.8%の増）を確保する。

(5) なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 1,103 億円については、法律の定めるところにより平成 29 年度以降の地方交付税の総額に加算する。

3 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は、13兆7,340億円（普通会計分11兆4,772億円、公営企業会計等分2兆2,568億円）とする。

4 地域主権改革に沿って、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 平成22年度の歳出の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円)に代えて、子どもに対する現物給付等の子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等を勘案した2,150億円を上乗せした歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」1兆2,000億円を計上する。

(2) 投資的経費に係る地方単独事業費については、これまで単独事業費に計上してきた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、公共事業費へ移し替えることとするとともに、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し5.0%減額（移替え影響除き）することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(3) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(4) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(5) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

5 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

6 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

7 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は82兆5,054億円であり、前年度に比し、3,786億円増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増	減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
I	地方税	334,037	325,096		8,941	2.8
1	普通税	318,047	309,247		8,800	2.8
2	目的税	15,990	15,849		141	0.9
II	地方譲与税	21,749	19,171		2,578	13.4
1	地方揮発油譲与税	2,778	2,777		1	0.0
2	石油ガス譲与税	119	123	△	4	3.3
3	自動車重量譲与税	2,968	3,090	△	122	3.9
4	航空機燃料譲与税	131	143	△	12	8.4
5	特別とん譲与税	112	102		10	9.8
6	地方法人特別譲与税	15,641	12,936		2,705	20.9
III	地方特例交付金	3,877	3,832		45	1.2
IV	地方交付税	173,734	168,935		4,799	2.8
V	国庫支出金	121,745	115,663		6,082	5.3
1	義務教育職員給与費負担金	15,666	15,938	△	272	1.7
2	その他普通補助負担金等	77,533	69,244		8,289	12.0
	(ア) 生活保護費負担金	26,044	22,367		3,677	16.4
	(イ) 児童保護費等負担金	5,378	5,140		238	4.6
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	8,503	7,841		662	8.4
	(エ) 児童手当及子ども手当交付金	21,226	16,699		4,527	27.1
	(オ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,867	3,876	△	9	0.2
	(カ) その他の補助負担金等	12,515	13,321	△	806	6.1
3	公共事業費補助負担金	25,656	27,668	△	2,012	7.3
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	25,182	27,305	△	2,123	7.8
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	474	363		111	30.6
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	267	267		0	0.0
5	施設等所在市町村調整交付金	68	68		0	0.0
6	交通安全対策特別交付金	733	758	△	25	3.3
7	電源立地地域対策等交付金	1,455	1,415		40	2.8
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	311	248		63	25.4
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	57	△	1	1.8

区	分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
VI	地方債	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
VII	使用料及び手数料	14,279	13,126	1,153	8.8
VIII	雑収	40,861	40,506	355	0.9
	歳入合計	825,054	821,268	3,786	0.5

第2表 歳入の構成比

区	分	平成23年度		平成22年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	334,037	40.5	325,096	39.6
2	地方譲与税	21,749	2.6	19,171	2.3
3	地方特例交付金	3,877	0.5	3,832	0.5
4	地方交付税	173,734	21.1	168,935	20.6
5	国庫支出金	121,745	14.8	115,663	14.1
6	地方債	114,772	13.9	134,939	16.4
7	使用料及び手数料	14,279	1.7	13,126	1.6
8	雑収	40,861	4.9	40,506	4.9
	歳入合計	825,054	100.0	821,268	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の収入見込額は、道府県税13兆4,952億円、市町村税19兆9,085億円、合わせて33兆4,037億円（地方法人特別譲与税1兆5,641億円を加えた場合は34兆9,678億円）である。

前年度に比し、道府県税は5,726億円（4.4%）増加、市町村税は3,215億円（1.6%）増加、合わせて8,941億円（2.8%）増加（地方法人特別譲与税1兆5,641億円を加えた場合は、1兆1,646億円（3.4%）増加）している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

税目	平成22年度当初見込額 (A)	平成23年度				比較	
		現行法による見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	平成22年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	51,906	53,397	53,041	△ 37	53,004	1,098	102.1

税 目	平成22年 度当初見 込額 (A)	平成23年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成22年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)			
ア 個人均等割	605	598	596	—	596	△	9	98.5	
イ 所得割	43,305	44,110	43,976	9	43,985		680	101.6	
ウ 法人均等割	1,400	1,401	1,398	—	1,398	△	2	99.9	
エ 法人税割	4,081	5,102	4,885	△	4,839		758	118.6	
オ 利子割	1,983	1,432	1,432	—	1,432	△	551	72.2	
カ 配当割	378	544	544	—	544		166	143.9	
キ 株式等譲渡所得割	154	210	210	—	210		56	136.4	
2 事業税	18,803	23,317	23,233	123	23,356		4,553	124.2	
ア 個人	2,010	1,906	1,886	—	1,886	△	124	93.8	
イ 法人	16,793	21,411	21,347	123	21,470		4,677	127.9	
3 地方消費税	24,887	25,691	25,691	—	25,691		804	103.2	
ア 譲渡割	18,732	19,523	19,523	—	19,523		791	104.2	
イ 貨物割	6,155	6,168	6,168	—	6,168		13	100.2	
4 不動産取得税	3,575	3,344	3,330	15	3,345	△	230	93.6	
5 道府県たばこ税	2,428	2,362	2,362	—	2,362	△	66	97.3	
6 ゴルフ場利用税	566	535	533	—	533	△	33	94.2	
7 自動車取得税	2,286	1,923	1,923	△	3	1,920	△	366	84.0
8 軽油引取税	8,432	8,756	8,742	—	8,742		310	103.7	
9 自動車税	16,272	15,930	15,947	—	15,947	△	325	98.0	
10 鉱区税	4	4	4	—	4		0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	48	30	30	—	30	△	18	62.5	
道府県普通税計	129,207	135,289	134,836	98	134,934		5,727	104.4	
II 目的税									
1 狩猟税	19	18	18	—	18	△	1	94.7	
道府県目的税計	19	18	18	—	18	△	1	94.7	
III 道府県税計	129,226	135,307	134,854	98	134,952		5,726	104.4	
B 市町村税									
I 普通税									
1 市町村民税	81,713	84,541	84,358	△	100	84,258	2,545	103.1	
ア 個人均等割	1,815	1,796	1,788	—	1,788	△	27	98.5	
イ 所得割	65,048	66,177	66,011	12	66,023		975	101.5	
ウ 法人均等割	4,100	4,054	4,052	—	4,052	△	48	98.8	
エ 法人税割	10,750	12,514	12,507	△	112	12,395	1,645	115.3	
2 固定資産税	89,033	90,578	89,755	△	2	89,753	720	100.8	
ア 土地	34,502	34,526	34,230	—	34,230	△	272	99.2	
イ 家屋	37,497	39,027	38,658	—	38,658		1,161	103.1	
ウ 償却資産	16,079	16,064	15,906	△	2	15,904	△	175	98.9
エ 交付金	955	961	961	—	961		6	100.6	

税目	平成22年度当初見込額 (A)	平成23年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	平成22年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)		
3 軽自動車税	1,792	1,834	1,808	—	1,808	16	100.9	
4 市町村たばこ税	7,454	7,252	7,252	—	7,252	△ 202	97.3	
5 鉱産税	25	23	23	—	23	△ 2	92.0	
6 特別土地保有税	23	—	19	—	19	△ 4	82.6	
市町村普通税計	180,040	184,228	183,215	△ 102	183,113	3,073	101.7	
II 目的税								
1 入湯税	225	229	228	—	228	3	101.3	
2 事業所税	3,261	3,397	3,377	—	3,377	116	103.6	
3 都市計画税	12,344	12,444	12,367	—	12,367	23	100.2	
4 水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—	
市町村目的税計	15,830	16,070	15,972	—	15,972	142	100.9	
III 市町村税計	195,870	200,298	199,187	△ 102	199,085	3,215	101.6	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	平成22年度当初見込額 (A)	平成23年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	平成22年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)			
道府県税	112,794	118,057	100	118,157	5,363	104.8		
市町村税	212,302	215,984	△ 104	215,880	3,578	101.7		
合計	325,096	334,041	△ 4	334,037	8,941	102.8		

附 表 平成23年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	7	10	17
退職所得10%税額控除の廃止	7	10	17
2 不動産取得税	15		15
(1) サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の創設	△ 4		△ 4
(2) 都市再生促進税制の拡充	△ 6		△ 6
(3) 産活法に係る特例の見直し	1		1
(4) SPC・Jリートに係る特例の見直し	6		6
(5) (独)住宅金融支援機構等の貸付けに係る特例の廃止	16		16
(6) その他	2		2
3 自動車取得税	△ 3		△ 3
過疎バスの取得に係る非課税措置の見直し	△ 3		△ 3
4 固定資産税		△ 2	△ 2
地域公共交通確保等へ向けた関連税制の拡充(離島船舶、 離島航空機、安全性向上設備)		△ 2	△ 2
合 計	19	8	27
国の税制改正に伴うもの	79	△ 110	△ 31
個人住民税	2	2	4
法人住民税	△ 46	△ 112	△ 158
法人事業税	123		123
再 計	98	△ 102	△ 4

地方譲与税

地方法人特別譲与税	115		115
再 々 計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	213	△ 102	111

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成23年度課税見込人員59,418千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円		
府	道	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成23年度課税標準見込額1,122,074 億円)	2 所得割 (イ)		
		(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等につ いては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等 の金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
県	通		(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の1.2 ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用を 受けるものを除く。)に係るもの である場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額		
			・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の2 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の2 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.2 ・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4		
県	民				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 民 税	3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成23年度課税標準見込額18,137億円） 4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成23年度課税標準見込額7,000億円）	3 配当割 一定税率 100分の3 4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3
		法 人 1 均等割 （平成23年度納税義務者見込数3,036千人） 2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6
道 府 県	通 事 業 税	利子等に係る分離課税分（利子割） （平成23年度課税標準見込額28,639億円）	一定税率 100分の5
		法 人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	事 業 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超 100分の5.3 ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の5.3 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行 う法人 収入割 100分の0.7 制限税率 標準税率の1.2倍
		個 人 所 得(事業主控除及び事業専従者控除後 の所得) 事業主控除 年290万円	個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。) を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
	地 方 消 費 税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
不 動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18 年1月1日から平成24年3月31日までの 間に行われた場合においては課税標準を 価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除 する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万 円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を 乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成24 年3月31日までの間に行われた住宅及び 土地の取得については100分の3	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 普 通 県 税	道たばこ 府たばこ 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円
	ゴルフ 利用 場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自動車 取得 税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
	軽引 取 油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
	自動車 税	自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 39,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3 リットル以下 51,000円 3 リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4 リットル以下 66,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	4 リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6 リットル以下 88,000円 6 リットル超 111,000円
			2 トラック(三輪の小型自動車を除く。) 営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
府	通	動	最大積載量 税額(年額) 1 トン以下 6,500円 1 トン超2 トン以下 9,000円 2 トン超3 トン以下 12,000円 3 トン超4 トン以下 15,000円 4 トン超5 トン以下 18,500円 5 トン超6 トン以下 22,000円 6 トン超7 トン以下 25,500円 7 トン超8 トン以下 29,500円 8 トン超 29,500円 に8 トンを超える部分1 トンまで ごとに4,700円を加算した額
			自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
県	車	税	最大積載量 税額(年額) 1 トン以下 8,000円 1 トン超2 トン以下 11,500円 2 トン超3 トン以下 16,000円 3 トン超4 トン以下 20,500円 4 トン超5 トン以下 25,500円 5 トン超6 トン以下 30,000円 6 トン超7 トン以下 35,000円 7 トン超8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に8 トンを超える部分1 トンまで ごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車
税	税	税	営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円
			被けん引自動車
			営業用 小型自動車 年額3,900円 普通自動車で8 トン以下のもの 年額7,500円 普通自動車で8 トン超のもの 7,500円に8 トンを超える部分1ト ンまでごとに3,800円を加算した額 (年額) 自家用 小型自動車 年額5,300円 普通自動車で8 トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8 トン超のもの 10,200円に8 トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 車 税	自 動 車	※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 3 バス(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあっては、上記の3分の2の税率とする。
税	税	税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 通 税	鉦 区 税	2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課 することができる固定資産税の課税標準と なるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
府	目 的 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、道府県民税の所得割額を 納付することを要しないもののうち、一 定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、4に掲げる者以 外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、道府県民税の所 得割額を納付することを要しないもの のうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のい ずれかに該当する場合は1から5の税 率に次に定める割合を乗じた税率とす る ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登 録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者 が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区 以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成20年4月1日から平成25年3月 31日までの間に受ける狩猟者の登録で 次のいずれかに該当する場合における 税率は、1から5の税率に2分の1を乗 じた税率とする ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登 録 ② ①の狩猟者の登録を受けていた者 が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 において、その者が①の登録に係る 狩猟免許と同一の種類の狩猟免許に ついて①の登録の有効期間の範囲内 の期間を有効期間とする狩猟者の登 録を受けるときにおける狩猟者の登 録
県	的 的 税	狩 猟 税	
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
市	普	個 人 1 均等割 (平成23年度課税見込人員59,418千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成23年度課税標準見込額1,122,102 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等に ついては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所 得金額、株式等に係る課税譲渡所得等 の金額又は先物取引に係る課税雑所 得等の金額	個 人 1 均等割 標準税率 年額 3,000円 2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="965 407 1380 526"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6
				標準税率			
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6						
町	通	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の1.8 ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 [ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3] ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 [ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8] ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6					
村	民						
税	税						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	法 人 1 均等割 (平成23年度納税義務者見込数3,503千人)	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が1千万円以下 年額 50,000円 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人
			(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 年額 120,000円 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人
町	通	法 人 1 均等割 (平成23年度納税義務者見込数3,503千人)	(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え、1億円以下で 年額 130,000円 あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人
			(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 年額 150,000円 億円以下であっ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を 超える法人
村	民	法 人 1 均等割 (平成23年度納税義務者見込数3,503千人)	(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 年額 160,000円 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人
			(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 年額 400,000円 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人
税	税	法 人 1 均等割 (平成23年度納税義務者見込数3,503千人)	(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 年額 410,000円 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人
			(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 年額 1,750,000円 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が 50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が 50人を超える法人 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
			2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額
町	固	1 土地 賦課期日における価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、以下のとおりとする。 ① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率(6分の1又は3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。 市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。	標準税率 100分の1.4
村	定	資	
税	通	産	
税	税	税	

税目		課税標準額等	税率
市	普通	固定資産税 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の1の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 2 家屋 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） 3 償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） また、大規模の償却資産については地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額	
		交付金 国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率 100分の1.4
	通	軽自動車税 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額5,500円 家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
村	市たばこ村税 小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき4,618円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,190円	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通税	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
		特別所有地税	※平成15年度以降当分の間課税停止
町	目的税	入湯税 入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
		事業所税 1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25 制限税率 100分の0.3
		1 土地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、以下のとおりとする。 ① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率(3分の1又は3分の2)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。	
村	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村 税	目 的 税	都市計画税 市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の2の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 2 家屋 固定資産税の課税標準となるべき価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの）		
		水地利益税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施設同税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅開発地税	宅地の面積	条例で定める。	

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は2兆1,749億円であり、前年度に比し、2,578億円（13.4%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	平成22年度 当初見込額	平成23年度			比較		
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成22年度 当初見込額 に対する増 減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)
1 地方揮発油譲与税	2,777	2,778	—	2,778	1	100.0	
2 石油ガス譲与税	123	119	—	119	△ 4	96.7	
3 自動車重量譲与税	3,090	2,968	—	2,968	△ 122	96.1	
4 航空機燃料譲与税	143	131	—	131	△ 12	91.6	
5 特別とん譲与税	102	112	—	112	10	109.8	
6 地方法人特別譲与税	12,936	15,526	115	15,641	2,705	120.9	
合 計	19,171	21,634	115	21,749	2,578	113.4	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は3,877億円であり、前年度に比し、45億円（1.2%）増加している。

(1) 児童手当及び子ども手当特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金は2,038億円であり、子ども手当の上積み等に伴う増額のほか、平成22年度の税制改正に伴う地方の増収を踏まえた、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充により生じた費用に対応するための額の減額に伴い、前年度に比し、299億円（12.8%）減少している。

(2) 減収補填特例交付金

減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額（平成23年度1,339億円）及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するために必要な額（平成23年度500億円）を合算した額1,839億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は17兆3,734億円であり、前年度に比し、4,799億円（2.8%）増加している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成23年度 (A)	平成22年度			増減額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	13,490,000	12,614,000	194,000	12,808,000	876,000	682,000	
酒 税(b)	1,348,000	1,383,000	—	1,383,000	△ 35,000	△ 35,000	
小計(a)+(b)(c)	14,838,000	13,997,000	194,000	14,191,000	841,000	647,000	
法 人 税(d)	7,792,000	5,953,000	1,536,000	7,489,000	1,839,000	303,000	
消 費 税(e)	10,199,000	9,638,000	517,000	10,155,000	561,000	44,000	
た ば こ 税(f)	816,000	827,000	—	827,000	△ 11,000	△ 11,000	
地 方 交 付 税(g)	16,396,858	17,094,542	1,312,614	18,407,157	△ 697,685	△2,010,299	
(1) (c)×32%	4,748,160	4,479,040	62,080	4,541,120	269,120	207,040	
(2) (d)×34%	2,649,280	2,024,020	522,240	2,546,260	625,260	103,020	
(3) (e)×29.5%	3,008,705	2,843,210	152,515	2,995,725	165,495	12,980	
(4) (f)×25%	204,000	206,750	—	206,750	△ 2,750	△ 2,750	
(5) 精 算 分	△ 99,887	△ 87,578	575,779	488,202	△ 12,310	△ 588,089	
(6) 法定加算等	806,200	756,100	—	756,100	50,100	50,100	
(7) 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠加算	—	985,000	—	985,000	△ 985,000	△ 985,000	
(8) 平成21年度別枠加算1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた加算	—	500,000	—	500,000	△ 500,000	△ 500,000	
(9) 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	1,050,000	—	—	—	1,050,000	1,050,000	
(10) 歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	215,000	—	—	—	215,000	215,000	
(11) 臨時財政対策特例加算額	3,815,400	5,388,000	—	5,388,000	△1,572,600	△1,572,600	
返 還 金(h)	0	187	—	187	△ 186	△ 186	
特別会計借入金償還(i)	△ 100,000	—	—	—	△ 100,000	△ 100,000	
借入金等利子充当分(j)	△ 436,100	△ 571,200	—	△ 571,200	135,100	135,100	
剰余金の活用(k)	500,000	370,000	—	370,000	130,000	130,000	
前年度からの繰越金(l)	1,012,592	—	—	—	1,012,592	1,012,592	
翌年度への繰越金(m)	—	—	△1,012,592	△1,012,592	—	1,012,592	
合 計(g)～(m)	17,373,350	16,893,529	300,022	17,193,551	479,821	179,799	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、12兆1,745億円であり、前年度に比し、6,082億円(5.3%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	9,319,887	8,518,193	801,694
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,566,649	1,593,767	△ 27,118
(2) その他普通補助負担金等	7,753,238	6,924,426	828,812
(ア) 生活保護費負担金	2,604,438	2,236,721	367,717
(イ) 児童保護費等負担金	537,806	513,964	23,842
(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	850,257	784,118	66,139
(エ) 児童手当及子ども手当交付金	2,122,590	1,669,884	452,706
(オ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	386,655	387,604	△ 949
(カ) その他の補助負担金等	1,251,492	1,332,135	△ 80,643
2 公共事業費補助負担金	2,565,562	2,766,773	△ 201,211
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,518,129	2,730,491	△ 212,362
(2) 災害復旧事業費補助負担金	47,433	36,282	11,151
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,740	26,740	0
4 施設等所在市町村調整交付金	6,800	6,800	0
5 交通安全対策特別交付金	73,315	75,746	△ 2,431
6 電源立地地域対策等交付金	145,557	141,504	4,053
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	31,068	24,764	6,304
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,616	5,731	△ 115
合 計	12,174,545	11,566,251	608,294

(注) 平成22年度は、平成23年度と比較対照のため、一部組替えをしている。

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は11兆4,772億円であり、前年度に比し、2兆167億円(14.9%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

区 分	(単位 億円)		
	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一 般 会 計 債	47,947	51,630	△ 3,683
1 公 共 事 業 等	19,980	14,985	4,995
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,218	1,283	△ 65
3 災 害 復 旧 事 業	290	321	△ 31
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,977	5,062	△ 1,085
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,385	1,622	△ 237
(2) 社 会 福 祉 施 設	215	249	△ 34
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,000	1,054	△ 54
(4) 一 般 補 助 施 設 等	777	1,537	△ 760
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	600	600	0
5 一 般 単 独 事 業	16,300	23,251	△ 6,951
(1) 一 般	4,539	4,791	△ 252
(2) 地 域 活 性 化	500	600	△ 100
(3) 防 災 対 策	987	1,039	△ 52
(4) 地 方 道 路 等	2,474	8,621	△ 6,147
(5) 旧 合 併 特 例	7,800	8,200	△ 400
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	2,792	2,812	△ 20
(1) 辺 地 対 策	395	415	△ 20
(2) 過 疎 対 策	2,397	2,397	0
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	490	516	△ 26
8 行 政 改 革 推 進	2,800	3,200	△ 400
9 調 整	100	200	△ 100
公 営 企 業 債	1,332	1,340	△ 8
水 道 事 業 (上 水 道 分)	264	299	△ 35
交 通 事 業	732	831	△ 99
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	3	2	1
病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	333	208	125
臨 時 財 政 対 策 債	61,593	77,069	△ 15,476
退 職 手 当 債	3,900	4,900	△ 1,000
合 計	114,772	134,939	△ 20,167

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成23年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成23年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	19,980	14,985	4,995
2	公営住宅建設事業	1,218	1,283	△ 65
3	災害復旧事業	290	321	△ 31
4	教育・福祉施設等整備事業	3,977	5,062	△ 1,085
	(1) 学校教育施設等	1,385	1,622	△ 237
	(2) 社会福祉施設	215	249	△ 34
	(3) 一般廃棄物処理	1,000	1,054	△ 54
	(4) 一般補助施設等	777	1,537	△ 760
	(5) 施設(一般財源化分)	600	600	0
5	一般単独事業	16,300	23,251	△ 6,951
	(1) 一般	4,539	4,791	△ 252
	(2) 地域活性化	500	600	△ 100
	(3) 防災対策	987	1,039	△ 52
	(4) 地方道路等	2,474	8,621	△ 6,147
	(5) 旧合併特例	7,800	8,200	△ 400
6	辺地及び過疎対策事業	3,112	3,133	△ 21
	(1) 辺地対策	412	433	△ 21
	(2) 過疎対策	2,700	2,700	0
7	公共用地先行取得等事業	490	516	△ 26
8	行政改革推進	2,800	3,200	△ 400
9	調 整	100	200	△ 100
	計	48,267	51,951	△ 3,684
二	公営企業債			
1	水道事業	3,674	3,535	139
2	工業用水道事業	221	233	△ 12
3	交通事業	2,357	2,698	△ 341
4	電気事業・ガス事業	65	61	4
5	港湾整備事業	561	515	46
6	病院事業・介護サービス事業	2,844	2,779	65
7	市場事業・と畜場事業	224	934	△ 710
8	地域開発事業	1,567	1,459	108
9	下水道事業	11,659	12,500	△ 841
10	観光その他事業	108	42	66
	計	23,280	24,756	△ 1,476
合	計	71,547	76,707	△ 5,160

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 公 営 企 業 借 換 債	300	300	0
四 臨 時 財 政 対 策 債	61,593	77,069	△ 15,476
五 退 職 手 当 債	3,900	4,900	△ 1,000
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,165)	(1,185)	(△ 20)
総 計	(1,165)	(1,185)	(△ 20)
	137,340	158,976	△ 21,636
内訳			
普通会計分	114,772	134,939	△ 20,167
公営企業会計等分	22,568	24,037	△ 1,469
資 金 区 分			
公 的 資 金	56,240	64,980	△ 8,740
財 政 融 資 資 金	37,310	43,390	△ 6,080
地方公共団体金融機構資金	18,930	21,590	△ 2,660
(国の予算等貸付金)	(1,165)	(1,185)	(△ 20)
民 間 等 資 金	81,100	93,996	△ 12,896
市 場 公 募	42,000	43,000	△ 1,000
銀 行 等 引 受	39,100	50,996	△ 11,896

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 公共事業等の平成22年度計画額は、一般公共事業に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案し、また、決算とのかい離是正を実施したことに伴い、前年度に比し、1,153億円の増加を見込み、1兆4,279億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、355億円の増加を見込み、4兆861億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は82兆5,054億円であり、前年度に比し、3,786億円増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額		(単位 億円)	
			(A) - (B)	増 減 率 (%)		
I 給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	△	4,170	△	1.9
1 給与費(追加費用、地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く)	180,033	183,692	△	3,659	△	2.0
(7) 義務教育教職員	55,085	55,508	△	423	△	0.8
(4) 警察関係職員	22,341	22,343	△	2	△	0.0
(9) 消防職員	11,968	12,095	△	127	△	1.1
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	90,639	93,746	△	3,107	△	3.3
2 追加費用	9,307	9,820	△	513	△	5.2
3 地方議会議員共済会負担金	1,347	240		1,107		461.3
4 退職手当	21,733	22,800	△	1,067	△	4.7
5 恩給費	274	312	△	38	△	12.2
II 一般行政経費	308,226	294,331		13,895		4.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの	157,481	144,313		13,168		9.1
(7) 生活保護費	34,726	29,823		4,903		16.4
(4) 児童保護費	10,756	10,279		477		4.6
(9) 障害者自立支援給付費	17,005	15,682		1,323		8.4
(エ) 後期高齢者医療給付費	19,844	18,865		979		5.2
(4) 介護給付費	20,925	19,874		1,051		5.3
(6) 児童手当及び子ども手当	26,691	22,177		4,514		20.4
(キ) その他の一般行政経費	27,534	27,613	△	79	△	0.3
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,601	138,285		316		0.2
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	12,144	11,733		411		3.5
III 地方再生対策費	3,000	4,000	△	1,000	△	25.0
IV 地域活性化・雇用等対策費	12,000	9,850		2,150		21.8
V 公債費	132,423	134,025	△	1,602	△	1.2
VI 維持補修費	9,612	9,663	△	51	△	0.5
VII 投資的経費	113,032	119,074	△	6,042	△	5.1
1 直轄事業負担金	6,415	7,072	△	657	△	9.3
2 公共事業費	53,059	43,319		9,740		22.5
(7) 普通建設事業費	52,406	42,806		9,600		22.4

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
(イ) 災害復旧事業費	653	513	140	27.3
(直轄、補助事業計)	59,474	50,391	9,083	18.0
3 一般事業費	34,936	49,405	△ 14,469	△ 29.3
(ア) 普通建設事業費	34,566	48,787	△ 14,221	△ 29.1
(イ) 災害復旧事業費	370	618	△ 248	△ 40.1
4 特別事業費	18,622	19,278	△ 656	△ 3.4
(ア) 過疎対策事業費	7,606	7,660	△ 54	△ 0.7
(イ) 地域活性化事業費	593	711	△ 118	△ 16.6
(ウ) 旧合併特例事業費	8,312	8,740	△ 428	△ 4.9
(エ) 防災対策事業費	1,073	1,129	△ 56	△ 5.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,038	1,038	0	0.0
(地方単独事業計)	53,558	68,683	△ 15,125	△ 22.0
VIII 公営企業繰出金	26,867	26,961	△ 94	△ 0.3
1 収益勘定繰出金	13,553	13,562	△ 9	△ 0.1
2 資本勘定繰出金	13,314	13,399	△ 85	△ 0.6
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,200	6,500	700	10.8
歳 出 合 計	825,054	821,268	3,786	0.5

(注) 地域活性化・雇用等対策費の平成22年度の額は、平成22年度地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の額である(以下同じ)。

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	(単位 億円) 金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給与関係経費	△ 4,170	△ 3,891	II 一般行政経費	13,895	5,596
1 給与費(追加費用、地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く)	△ 3,659	△ 3,380	1 国庫補助負担金等を伴うもの	13,168	4,869
(ア) 給与改定による増減	△ 2,317	△ 2,101	(ア) 生活保護費	4,903	1,226
(イ) 昇給等による増減	△ 251	△ 260	(イ) 児童保護費	477	238
(ウ) 級別職員構成是正による増減	△ 225	△ 225	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,323	661
(エ) 職員数による増減	△ 1,838	△ 1,866	(エ) 後期高齢者医療給付費	979	979
(オ) 特別職の給与改定等による増減	△ 307	△ 307	(オ) 介護給付費	1,051	1,051
(カ) その他	1,279	1,379	(カ) 児童手当及び子ども手当	4,514	△ 13
(a) 共済組合負担金の改定による増減	725	725	(キ) その他の一般行政経費	△ 79	727
(b) その他	554	654	2 国庫補助負担金を伴わないもの	316	316
2 追加費用	△ 513	△ 513	(ア) 一般行政経費	1,316	1,316
3 地方議会議員共済会負担金	1,107	1,107	(イ) 追加財政需要	△ 1,000	△ 1,000
4 退職手当	△ 1,067	△ 1,067	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	411	411
5 恩給費	△ 38	△ 38			

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
III 地方再生対策費	△ 1,000	△ 1,000	(k) その他	△ 1,650	△ 890
IV 地域活性化・雇用等対策費	2,150	2,150	(イ) 災害復旧事業費	140	29
V 公債費	△ 1,602	△ 1,602	(直轄、補助事業計)	9,083	3,575
VI 維持補修費	△ 51	△ 51	3 一般事業費	△14,469	△14,469
VII 投資的経費	△ 6,042	△ 11,550	(ア) 普通建設事業費	△14,221	△14,221
1 直轄事業負担金	△ 657	△ 657	(イ) 災害復旧事業費	△ 248	△ 248
(ア) 治山治水	△ 39	△ 39	4 特別事業費	△ 656	△ 656
(イ) 道路整備	△ 510	△ 510	(ア) 過疎対策事業費	△ 54	△ 54
(ウ) 農業農村整備	23	23	(イ) 地域活性化事業費	△ 118	△ 118
(エ) その他	△ 131	△ 131	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 428	△ 428
2 公共事業費	9,740	4,232	(エ) 防災対策事業費	△ 56	△ 56
(ア) 普通建設事業費	9,600	4,203	(オ) 施設整備事業費	0	0
(a) 治山治水	△ 355	△ 188	(一般財源化分)		
(b) 道路整備	△ 404	△ 189	(地方単独事業計)	△15,125	△15,125
(c) 港湾空港鉄道等	△ 46	11	VIII 公営企業繰出金	△ 94	△ 94
(d) 住宅都市環境	6	△ 4	1 収益勘定繰出金	△ 9	△ 9
(e) 生活環境施設整備	△ 308	△ 188	2 資本勘定繰出金	△ 85	△ 85
(f) 農林水産基盤整備	△ 2,492	△ 1,230	IX 地方交付税の不交付	700	700
(g) 社会資本総合整備	5,942	2,179	団体における平均水		
(h) 推進費等	176	41	準を超える必要経費		
(i) 国庫負担かさ上げ	0	162	歳出増減額の合計	3,786	△ 9,742
(j) 地域自主戦略交付金	8,731	4,499			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給与関係経費	212,694	25.8	216,864	26.4
2 一般行政経費	308,226	37.3	294,331	35.8
3 地方再生対策費	3,000	0.4	4,000	0.5
4 地域活性化・雇用等対策費	12,000	1.5	9,850	1.2
5 公債費	132,423	16.0	134,025	16.3
6 維持補修費	9,612	1.2	9,663	1.2
7 投資的経費	113,032	13.7	119,074	14.5
8 公営企業繰出金	26,867	3.2	26,961	3.3
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,200	0.9	6,500	0.8
歳 出 合 計	825,054	100.0	821,268	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は2兆2,694億円であり、前年度に比し、4,170億円(1.9%)減少(地方議会議員共済会負担金を除く総額は、前年度に比し、5,277億円(2.4%)減少)している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、25,623人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映に加え、級別職員構成の是正及び教員給与の見直し等を見込んでいる。

(1) 給与費(追加費用、地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く)

給与費(追加費用、地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆33億円であり、前年度に比し、3,659億円(2.0%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,085億円となり、前年度に比し、423億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆2,341億円であり、前年度に比し、2億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆1,968億円であり、前年度に比し、127億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆639億円であり、前年度に比し、3,107億円減少している。

(2) 追加費用

追加費用の総額は9,307億円であり、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(平成19年4月13日国会提出閣法第95号)が廃案となったことに伴い、平成21年度に地方公務員共済組合が負担した、本来地方団体が負担すべき追加費用の額の精算及び平成23年度に地方団体が負担すべき追加費用の額を含む額を見込んだことにより、前年度に比し、513億円(5.2%)減少している。

(3) 地方議会議員共済会負担金

地方議会議員共済会負担金については、地方議会議員年金制度の廃止等の制度改正を行うこととしていることを踏まえ、平成23年度に地方団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費を含む額1,347億円を計上している。

(4) 退職手当

退職手当の総額は2兆1,733億円であり、前年度に比し、1,067億円(4.7%)減少している。

(5) 恩給費

恩給費の総額は274億円であり、前年度に比し、38億円(12.2%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	平成22年度 計 画 人 員	増 減 数	平成23年度 計 画 人 員
(単位 人)			
1 義務教育教職員	704,392	1,597	705,989
(1) 小学校教職員	423,860	△ 1,508	422,352
(2) 中学校教職員	240,483	1,882	242,365
(3) 特別支援学校教職員	40,049	1,223	41,272
2 非義務教育教員	238,488	△ 609	237,879
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	211,559	281	211,840
(2) 大学教員	3,393	△ 637	2,756
(3) 幼稚園教員	23,536	△ 253	23,283
3 警察官	250,076	833	250,909
4 消防職員	158,327	—	158,327
5 一般職員	1,025,230	△ 27,444	997,786
(1) 高校事務職員等	34,043	△ 185	33,858
(2) 警察事務職員	24,667	△ 143	24,524
(3) その他一般職員	963,185	△ 26,939	936,246
うち民間委託等推進分		△ 6,595	
(4) 補助職員等	3,335	△ 177	3,158
合 計	2,376,513	△ 25,623	2,350,890

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は30兆8,226億円であり、前年度に比し、1兆3,895億円（4.7%）増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は15兆7,481億円であり、前年度に比し、1兆3,168億円（9.1%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成23年度(A)			平成22年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(内閣府所管)									
都道府県警察費補助金	29,499	25,054	54,553	30,640	25,025	55,665	△ 1,141	29	△ 1,112
その他	40,067	4,122	44,189	22,944	3,303	26,247	17,123	819	17,942
内閣府計	69,566	29,176	98,742	53,584	28,328	81,912	15,982	848	16,830
(総務省所管)									
市町村合併体制整備費補助金	4,236	—	4,236	5,400	—	5,400	△ 1,164	—	△ 1,164
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,897	4,897	9,794	4,751	4,751	9,502	146	146	292
その他	26,047	4,845	30,892	126,729	89	126,818	△100,682	4,756	△ 95,926
総務省計	35,180	9,742	44,922	136,880	4,840	141,720	△101,700	4,902	△ 96,798
(法務省所管)									
外国人登録事務委託費等	6,422	—	6,422	6,688	—	6,688	△ 266	—	△ 266
(文部科学省所管)									
特別支援教育就学奨励費負担金	4,875	4,875	9,750	4,686	4,686	9,372	189	189	378
退職教員等人材活用事業費補助金	—	—	—	2,760	5,520	8,280	△ 2,760	△ 5,520	△ 8,280
幼稚園就園奨励費補助金	21,185	43,573	64,758	20,417	42,001	62,418	768	1,572	2,340
私立高等学校等経常費助成費補助金	97,599	—	97,599	97,235	—	97,235	364	—	364
高等学校等就学支援金交付金	148,173	—	148,173	148,927	—	148,927	△ 754	—	△ 754
その他	39,338	37,188	76,526	37,684	36,156	73,840	1,654	1,032	2,686
文部科学省計	311,170	85,636	396,806	311,709	88,363	400,072	△ 539	△ 2,727	△ 3,266
(厚生労働省所管)									
保健事業費等補助金	42,623	41,476	84,099	40,833	40,980	81,813	1,790	496	2,286
結核医療費負担金	3,288	1,277	4,565	3,537	1,372	4,909	△ 249	△ 95	△ 344
精神保健費等負担金	8,931	4,867	13,798	10,116	6,626	16,742	△ 1,185	△ 1,759	△ 2,944
生活保護費負担金	2,604,438	868,146	3,472,584	2,236,721	745,574	2,982,295	367,717	122,572	490,289
身体障害者保護費負担金	1,609	1,518	3,127	1,588	1,497	3,085	21	21	42
障害者自立支援給付費等負担金	850,257	850,257	1,700,514	784,118	784,118	1,568,236	66,139	66,139	132,278
後期高齢者医療給付費負担金	—	1,984,392	1,984,392	—	1,886,490	1,886,490	—	97,902	97,902
介護給付費負担金	—	2,092,539	2,092,539	—	1,987,428	1,987,428	—	105,111	105,111
在宅福祉事業費補助金	2,893	5,234	8,127	2,902	5,243	8,145	△ 9	△ 9	△ 18
児童保護費等負担金	537,806	537,806	1,075,612	513,964	513,964	1,027,928	23,842	23,842	47,684
児童手当及子ども手当交付金	2,122,590	546,473	2,669,063	1,669,884	547,804	2,217,688	452,706	△ 1,331	451,375
児童扶養手当給付費負担金	176,597	353,195	529,792	167,655	335,311	502,966	8,942	17,884	26,826
保険基盤安定等負担金	47,857	117,714	165,571	38,748	103,806	142,554	9,109	13,908	23,017
職業転換訓練費負担金	2,122	2,122	4,244	2,186	2,186	4,372	△ 64	△ 64	△ 128
その他	545,535	701,739	1,247,274	560,822	658,637	1,219,459	△ 15,287	43,102	27,815
厚生労働省計	6,946,546	8,108,755	15,055,301	6,033,074	7,621,036	13,654,110	913,472	487,719	1,401,191

区 分	平成23年度(A)			平成22年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
農地保有合理化促進対策費補助金	488	351	839	4,777	677	5,454 △	4,289 △	326 △	4,615
家畜伝染病予防費負担金	2,526	2,182	4,708	2,526	2,113	4,639	0	69	69
中山間地域等直接支払交付金	26,998	—	26,998	26,474	—	26,474	524	—	524
その他	31,791	4,277	36,068	23,000	4,751	27,751	8,791 △	474	8,317
農林水産省計	61,803	6,810	68,613	56,777	7,541	64,318	5,026 △	731	4,295
(経済産業省所管)									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	5,999	5,844	11,843	5,404	5,270	10,674	595	574	1,169
その他	11,646	1,438	13,084	13,064	938	14,002 △	1,418	500 △	918
経済産業省計	17,645	7,282	24,927	18,468	6,208	24,676 △	823	1,074	251
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	10,391	10,391	20,782	11,300	11,300	22,600 △	909 △	909 △	1,818
その他	14,211	12,998	27,209	16,695	16,438	33,133 △	2,484 △	3,440 △	5,924
国土交通省計	24,602	23,389	47,991	27,995	27,738	55,733 △	3,393 △	4,349 △	7,742
(環境省所管)									
公害健康被害補償給付支給事務費交付金等	20,195	11,572	31,767	18,676	11,443	30,119	1,519	129	1,648
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	128	—	128	201	—	201 △	73	— △	73
合 計	7,493,257	8,282,362	15,775,619	6,664,052	7,795,497	14,459,549	829,205	486,865	1,316,070
補助職員等の組替えによる減	△ 27,502	△ 4	△ 27,506	△ 28,284	△ 2	△ 28,286	782 △	2	780
再 計	7,465,755	8,282,358	15,748,113	6,635,768	7,795,495	14,431,263	829,987	486,863	1,316,850

(注) 平成22年度は、平成23年度との比較対照のため、一部組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆8,601億円であり、前年度に比し、316億円(0.2%)増加している。

地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,700億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,818億円、都道府県調整交付金5,212億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,114億円を合算した1兆2,144億円を計上している。

3 地方再生対策費

地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費について、前年度に比し、1,000億円(25.0%)の減少を見込み、3,000億円計上している。

4 地域活性化・雇用等対策費

平成22年度の歳出の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円)に代えて、子どもに対する現物給付等の子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等を勘案した2,150億円を上乗せした歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」1兆2,000億円を計上している。

5 公 債 費

地方債の元金償還金は13兆2,423億円(元金償還金10兆8,806億円、利払費2兆3,617億円)であり、前年度に比し、1,602億円(1.2%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成23年度末の地方債現在高は142兆8,234億円と見込まれ、前年度末に比し、5,966億円(0.4%)増加する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

平成23年度償還金(A)			平成22年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
108,806	23,617	132,423	110,066	23,959	134,025	△1,260	△342	△1,602

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

平成22年度末現在高 (A)	平成23年度		平成23年度末見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)		
1,422,268	114,772	108,806	1,428,234	5,966

6 維持補修費

維持補修費の総額は9,612億円であり、前年度に比し、51億円(0.5%)減少している。

7 投資的経費

投資的経費の総額は11兆3,032億円であり、前年度に比し、6,042億円(5.1%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないもの5兆3,558億円(前年度に比し1兆5,125億円(22.0%)減少)については、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、公共事業費へ移し替えており、この影響を除いた場合は、2,819億円(5.0%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は6,415億円であり、前年度に比し、657億円(9.3%)減少している。なお、維持管理に係る地方団体の負担については、平成23年度に全廃することとしている。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は5兆3,059億円であり、前年度に比し、9,740億円(22.5%)増加している。このうち、普通建設事業費は5兆2,406億円で、前年度に比し、9,600億円(22.4%)増加しており、災害復旧事業費は653億円で、前年度に比し、140億円(27.3%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成 23 年 度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 特 別 会 計				
(1) 治 水	571,074	128,018	33,411	732,503
河 川	333,940	71,525	—	405,465
砂 防	71,576	23,826	—	95,402
ダ ム	165,558	32,667	33,411	231,636
(2) 治 山	28,329	2,411	—	30,740
(3) 道 路 整 備	1,183,474	314,938	—	1,498,412
(4) 港 湾	151,766	56,582	214	208,562
(5) 空 港	43,097	1,894	—	44,991
計 (a)	1,977,740	503,843	33,625	2,515,208
2 一 般 会 計				
(1) 海 岸	18,839	6,126	—	24,965
農 林	2,388	797	—	3,185
運 輸	7,585	2,454	—	10,039
建 設	8,866	2,875	—	11,741
(2) 都 市 環 境	21,456	2,082	—	23,538
(3) 農 業 農 村 整 備	85,288	13,489	—	98,777
(4) 森 林 水 産 基 盤	12,043	3,431	—	15,474
(5) 災 害 関 連	2,597	1,120	—	3,717
(6) 災 害 復 旧	7,340	3,438	16	10,794
河 川 等	5,963	2,846	16	8,825
港 湾	394	182	—	576
道 路	707	330	—	1,037
山 林 施 設 等	276	80	—	356
(7) 推 進 費 等	18,813	7,554	—	26,367
計 (b)	166,376	37,240	16	203,632
既往年度における農業農村整備負担金等	—	100,484	—	100,484
再 計 (c)	166,376	137,724	16	304,116
総 計 (a) + (c) (計画計上分)	2,144,116	641,567	33,641	2,819,324

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	29,619	10,849	1,291	41,759
(a) + (b) + (d)	2,173,735	551,932	34,932	2,760,599

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(d)」の区分の金額は、「2 一般会計」の「(3) 農

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成 22 年 度 (B)				増 減 額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
554,769	131,698	31,521	717,988	16,305	△ 3,680	1,890	14,515
311,898	70,621	—	382,519	22,042	904	—	22,946
68,446	23,299	—	91,745	3,130	527	—	3,657
174,425	37,778	31,521	243,724	△ 8,867	△ 5,111	1,890	△ 12,088
31,478	2,620	—	34,098	△ 3,149	△ 209	—	△ 3,358
1,138,672	365,895	—	1,504,567	44,802	△ 50,957	—	△ 6,155
145,769	42,247	824	188,840	5,997	14,335	△ 610	19,722
166,056	3,405	—	169,461	△ 122,959	△ 1,511	—	△ 124,470
2,036,744	545,865	32,345	2,614,954	△ 59,004	△ 42,022	1,280	△ 99,746
16,643	5,581	—	22,224	2,196	545	—	2,741
2,430	842	—	3,272	△ 42	△ 45	—	△ 87
6,225	2,216	—	8,441	1,360	238	—	1,598
7,988	2,523	—	10,511	878	352	—	1,230
25,292	2,705	—	27,997	△ 3,836	△ 623	—	△ 4,459
67,604	11,159	—	78,763	17,684	2,330	—	20,014
12,160	3,873	—	16,033	△ 117	△ 442	—	△ 559
2,597	1,120	—	3,717	—	—	—	—
14,745	6,252	40	21,037	△ 7,405	△ 2,814	△ 24	△ 10,243
11,930	5,613	40	17,583	△ 5,967	△ 2,767	△ 24	△ 8,758
496	220	—	716	△ 102	△ 38	—	△ 140
727	330	—	1,057	△ 20	—	—	△ 20
1,592	89	—	1,681	△ 1,316	△ 9	—	△ 1,325
20,849	8,448	—	29,297	△ 2,036	△ 894	—	△ 2,930
159,890	39,138	40	199,068	6,486	△ 1,898	△ 24	4,564
—	122,163	—	122,163	—	△ 21,679	—	△ 21,679
159,890	161,301	40	321,231	6,486	△ 23,577	△ 24	△ 17,115
2,196,634	707,166	32,385	2,936,185	△ 52,518	△ 65,599	1,256	△ 116,861

33,539	9,537	2,102	45,178	△ 3,920	1,312	△ 811	△ 3,419
2,230,173	594,540	34,487	2,859,200	△ 56,438	△ 42,608	445	△ 98,601

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「業農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成23年度(A)			平成22年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	75,701	75,028	150,729	92,361	93,829	186,190	△16,660	△18,801	△35,461
(2) 道路整備	51,993	42,519	94,512	73,480	61,425	134,905	△21,487	△18,906	△40,393
(3) 港湾空港鉄道等	19,348	122,671	142,019	25,021	121,607	146,628	△5,673	1,064	△4,609
(4) 住宅都市環境	9,723	9,847	19,570	8,754	10,210	18,964	969	△363	606
(5) 生活環境施設整備	50,644	90,900	141,544	62,646	109,682	172,328	△12,002	△18,782	△30,784
(6) 農林水産基盤整備	160,281	125,791	286,072	286,471	248,752	535,223	△126,190	△122,961	△249,151
(7) 社会資本総合整備	1,334,198	1,517,900	2,852,098	957,883	1,300,024	2,257,907	376,315	217,876	594,191
(8) 推進費等	82,958	86,718	169,676	69,407	82,663	152,070	13,551	4,055	17,606
(9) 災害関連	6,732	4,886	11,618	7,168	5,069	12,237	△436	△183	△619
小 計	1,791,578	2,076,260	3,867,838	1,583,191	2,033,261	3,616,452	208,387	42,999	251,386
(10) 後進地域等地方 団体に対する国庫負担かさ上げ 額	29,508	△29,508	—	45,725	△45,725	—	△16,217	16,217	—
計 (a)	1,821,086	2,046,752	3,867,838	1,628,916	1,987,536	3,616,452	192,170	59,216	251,386
2 その他公共									
(1) 文教施設	104,757	95,218	199,975	129,646	150,762	280,408	△24,889	△55,544	△80,433
(2) 厚生労働施設	34,466	54,037	88,503	62,422	68,145	130,567	△27,956	△14,108	△42,064
(3) 小笠原諸島振興 開発事業	1,240	724	1,964	1,253	737	1,990	△13	△13	△26
(4) 防衛施設運営等 関連施設	41,568	13,454	55,022	46,432	14,436	60,868	△4,864	△982	△5,846
(5) 都道府県警察施設	16,092	16,092	32,184	24,233	24,233	48,466	△8,141	△8,141	△16,282
(6) 消防施設等	910	1,316	2,226	3,066	3,953	7,019	△2,156	△2,637	△4,793
(7) 豪雪地帯対策特別 事業	—	—	—	77	77	154	△77	△77	△154
(8) 過疎地域集落整備 事業	204	284	488	296	386	682	△92	△102	△194
(9) 防災集団移転促進 事業等	44	15	59	345	316	661	△301	△301	△602
(10) 離島振興特別事業	502	554	1,056	423	474	897	79	80	159
(11) 農村振興対策事業	32,017	20,408	52,425	31,451	24,677	56,128	566	△4,269	△3,703
(12) 地域自主戦略交付 金	423,253	449,877	873,130	—	—	—	423,253	449,877	873,130
(13) そ の 他	41,928	23,771	65,699	49,931	26,417	76,348	△8,003	△2,646	△10,649
小 計	696,981	675,750	1,372,731	349,575	314,613	664,188	347,406	361,137	708,543
(14) 新産都市等に対 する国庫負担かさ上げ 額	62	△62	—	—	—	—	62	△62	—
計 (b)	697,043	675,688	1,372,731	349,575	314,613	664,188	347,468	361,075	708,543
合計(a)+(b) (c)	2,518,129	2,722,440	5,240,569	1,978,491	2,302,149	4,280,640	539,638	420,291	959,929

区 分	平成23年度(A)			平成22年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	46,931	17,604	64,535	35,688	12,194	47,882	11,243	5,410	16,653
(2) 文教施設	502	251	753	594	297	891	△ 92	△ 46	△ 138
(3) 災害予備費等	—	—	—	—	2,500	2,500	—	△2,500	△2,500
計 (d)	47,433	17,855	65,288	36,282	14,991	51,273	11,151	2,864	14,015
総計(c) + (d)	2,565,562	2,740,295	5,305,857	2,014,773	2,317,140	4,331,913	550,789	423,155	973,944

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は3兆4,936億円であり、前年度に比し、1兆4,469億円（29.3%）減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として3兆4,566億円を計上している。なお、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業については、公共事業費へと移し替えている。

イ 災害復旧事業費

平成22年発生災害及び現年発生災害に係る平成23年度における復旧事業費として370億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は1兆8,622億円であり、前年度に比し、656億円（3.4%）減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として7,606億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」を推進する事業に、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に係る事業を新たに加え、地域活性化事業費として593億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として8,312億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,073億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として1,038億円を計上している。

8 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆6,867億円であり、前年度に比し、94億円(0.3%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆7,118億円であり、前年度に比し、336億円(1.9%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆3,553億円であり、前年度に比し、9億円(0.1%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成23年度(A)	平成22年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	285	312	△	27
2	交	通	事業	343	358	△	15
3	病	院	事業	4,972	4,754		218
4	下	水	道事業	6,784	7,165	△	381
5	そ	の	他の事業	1,169	973		196
	合	計		13,553	13,562	△	9

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,314億円であり、前年度に比し、85億円(0.6%)減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成23年度(A)	平成22年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	709	792	△	83
2	交	通	事業	826	870	△	44
3	病	院	事業	2,350	2,364	△	14
4	下	水	道事業	8,675	8,089		586
5	そ	の	他の事業	754	1,284	△	530
	合	計		13,314	13,399	△	85

9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、700億円(10.8%)の増加を見込み、7,200億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は27兆6,067億円であり、前年度に比し、2兆2,467億円増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で22兆3,008億円(前年度に比し1兆2,727億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆2,406億円(前年度に比し9,600億円の増加)、災害復旧事業費で653億円(前年度に比し140億円の増加)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	平成23年度(A)			平成22年度(B)			増減額(A)－(B)			
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
A 普通補助負担金等関係										
1 内閣府所管	69,566	29,176	98,742	53,584	28,328	81,912	15,982	848	16,830	
2 総務省所管	35,180	9,742	44,922	136,880	4,840	141,720	△101,700	4,902	△96,798	
3 法務省所管	6,422	—	6,422	6,688	—	6,688	△266	—	△266	
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 文部科学省所管	311,170	85,636	396,806	311,709	88,363	400,072	△539	△2,727	△3,266	
7 厚生労働省所管	6,946,546	8,108,755	15,055,301	6,033,074	7,621,036	13,654,110	913,472	487,719	1,401,191	
8 農林水産省所管	61,803	6,810	68,613	56,777	7,541	64,318	5,026	△731	4,295	
9 経済産業省所管	17,645	7,282	24,927	18,468	6,208	24,676	△823	1,074	251	
10 国土交通省所管	24,602	23,389	47,991	27,995	27,738	55,733	△3,393	△4,349	△7,742	
11 環境省所管	20,195	11,572	31,767	18,676	11,443	30,119	1,519	129	1,648	
12 防衛省所管	128	—	128	201	—	201	△73	—	△73	
小計(1～12)	7,493,257	8,282,362	15,775,619	6,664,052	7,795,497	14,459,549	829,205	486,865	1,316,070	
13 義務教育職員給与費	1,566,649	4,958,527	6,525,176	1,593,767	4,974,746	6,568,513	△27,118	△16,219	△43,337	
計(1～13)	9,059,906	13,240,889	22,300,795	8,257,819	12,770,243	21,028,062	802,087	470,646	1,272,733	
B 公共事業費補助負担金関係										
1 普通建設事業費	2,518,129	2,722,440	5,240,569	1,978,491	2,302,149	4,280,640	539,638	420,291	959,929	
2 災害復旧	47,433	17,855	65,288	36,282	14,991	51,273	11,151	2,864	14,015	
計(1～2)	2,565,562	2,740,295	5,305,857	2,014,773	2,317,140	4,331,913	550,789	423,155	973,944	
総計(A+B)	11,625,468	15,981,184	27,606,652	10,272,592	15,087,383	25,359,975	1,352,876	893,801	2,246,677	

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	8,474,059	10,571,930	19,045,989
地方財政法第10条の2関係経費	771,702	644,532	1,416,235
地方財政法第10条の3関係経費	47,445	16,389	63,834
地方財政法第34条関係経費	1	—	1
総 計	9,293,208	11,232,851	20,526,059

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,566,649	3,133,298	4,699,947
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	41,913	38,858	80,772
	4 生活保護に要する経費	2,604,438	868,146	3,472,584
	5 感染症の予防に要する経費	4,689	2,671	7,360
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,016	1,016	2,031
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	101,541	93,228	194,769
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	340,312	340,312	680,624
	10 婦人相談所に要する経費	895	895	1,791
	11 知的障害者の援護に要する経費	418,182	418,182	836,365
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	1,984,392	1,984,392
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	64,170	2,156,709	2,220,879
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	534,115	534,115	1,068,231
	15 児童手当及び子ども手当に要する経費	2,122,590	546,473	2,669,062
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	48,109	64,915	113,024
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,236	311	1,547
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	37,693	12,564	50,258
	19 児童扶養手当に要する経費	176,597	353,195	529,792
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,173	2,173	4,345

(単位 百万円)

地方財政法		事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
条	号				
10	21	家畜伝染病予防に要する経費	2,743	2,247	4,990
	22	民有林の森林計画、保安林の整備 その他森林の保続培養に要する経費	213	213	425
	23	森林病虫害等の防除に要する経費	707	690	1,396
	24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく 地籍調査に要する経費	10,391	10,391	20,781
	25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	4,875	4,875	9,749
	26	公営住宅の家賃の低廉化に要する 経費	2,062	2,062	4,124
	27	消防庁長官の指示により出動した 緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	—	10
	28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態 における緊急対処保護措置に要する 経費並びにこれらに係る損失の 補償若しくは実費の弁償、損害の 補償又は損失の補填に要する経費 並びに国の機関と共同して行う国民 の保護のための措置及び緊急対 処保護措置についての訓練に要する 経費	84	—	84
	29	公立高等学校に係る授業料の不徴 収及び高等学校等就学支援金の支 給に要する経費	386,655	—	386,655
		計	8,474,059	10,571,930	19,045,989
10の2	1～6	普通建設事業に要する経費	771,702	644,532	1,416,235
		計	771,702	644,532	1,416,235
10の3	1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
	2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	140	140	280
	3～9	災害復旧事業に要する経費	47,105	16,049	63,154
		計	47,445	16,389	63,834
34		引揚者への援護に要する経費	1	—	1
		計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。